



鳥取県公報

平成 27 年 3 月 20 日 (金)
号外第 30 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 教委規則	平成27年4月1日の教育委員会規則の整備に関する規則（1）（教育総務課）・・・ 2 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（2）（〃）・・・ 10 鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則 （3）（小中学校課）・・・ 14 鳥取県県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例 に関する規則の一部を改正する規則（4）（高等学校課）・・・ 15
◇ 教委訓令	鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令（1）（教育総務課）・・・ 17

教 育 委 員 会 規 則

平成27年 4 月 1 日の教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 20 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 1 号

平成27年 4 月 1 日の教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第 4 条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校（幼稚園を除く。<u>以下同じ。</u>）の教職員の給与（退職手当及び国庫負担金に関するものを除く。）に関する事。</p> <p>(7)～(22) 略</p> <p>教育環境課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>市町村立学校及び市町村立幼稚園</u>の施設整備に係る補助事業に関する事。</p> <p>小中学校課</p> <p>(1) 市町村立学校<u>及び市町村立幼稚園</u>の設置、廃止及び管理の指導に関する事。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 市町村立学校（特別支援学校を除く。）<u>及び市町村立幼稚園</u>の教育課程、学習指導、生徒指導（いじめ・不登校に関するものを除く。）及び職業指導に関する事。</p> <p>(7) 市町村立学校（特別支援学校を除く。）の教科用図書及び教材の取扱いに関する事。</p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第 4 条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校（幼稚園を除く。<u>第17号、第19号及び第20号、小中学校課の項第 2 号から第 5 号まで並びに第15条第 4 号及び第 6 号において同じ。</u>）の教職員の給与（退職手当及び国庫負担金に関するものを除く。）に関する事。</p> <p>(7)～(22) 略</p> <p>教育環境課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市町村立学校の施設整備に係る補助事業に関する事。</p> <p>小中学校課</p> <p>(1) 市町村立学校の設置、廃止及び管理の指導に関する事。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 市町村立学校（特別支援学校を除く。）の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。</p> <p>(7) 市町村立学校（<u>幼稚園及び特別支援学校を除く。</u>）の教科用図書及び教材の取扱いに関する事。</p> <p>(8)～(11) 略</p>

特別支援教育課 略	
いじめ・不登校総合対策センター	
(1) 略	
(2) <u>教育相談及びいじめ・不登校についての相談</u> に関すること。	
(3) <u>いじめ・不登校についての生徒指導に関する</u> こと。	
(4) 略	
(5) 略	
(6) <u>特別支援教育に関する研究調査、資料の整備</u> 及び提供に関すること。	
(7) <u>児童等の発達の特徴を把握するための検査に</u> 関すること。	
高等学校課	
(1)～(11) 略	
(12) <u>近畿高等学校総合文化祭に関する</u> こと。	
社会教育課～体育保健課 略	
2 教育センター規則第2条の規定により教育センターにおいてつかさどることとされた事務は、次のとおりである	
(1) 略	
(2) <u>教育(特別支援教育を除く。)</u> に関する研究調査、資料の整備及び提供に関すること。	
(3) 略	
(4) 略	
(5) 略	
3 略	
(教育局の分掌事務)	
第15条 教育局においては、次の事務をつかさどる。	
(1)～(4) 略	
(5) <u>市町村立学校及び市町村立幼稚園</u> の学校運営、教育課程、学習指導及び生徒指導に関すること。	
(6)～(13) 略	
別表第1 (第3条関係)	
略	
6 教育センター	総務課、 <u>教育企画研修課</u>
7 高等学校課	<u>近畿高等学校総合文化祭室</u> 、 <u>高校教育企画</u>

特別支援教育課 略	
いじめ・不登校総合対策センター	
(1) 略	
(2) いじめ・不登校についての相談に関すること。	
(3) 略	
(4) 略	
高等学校課	
(1)～(11) 略	
社会教育課～体育保健課 略	
2 教育センター規則第2条の規定により教育センターにおいてつかさどることとされた事務は、次のとおりである。	
(1) 略	
(2) 教育に関する研究調査に関すること。	
(3) <u>教育相談に関する</u> こと。	
(4) <u>児童等の発達の特徴を把握するための検査に</u> 関すること。	
(5) 略	
(6) 略	
(7) 略	
3 略	
(教育局の分掌事務)	
第15条 教育局においては、次の事務をつかさどる。	
(1)～(4) 略	
(5) <u>市町村立学校の学校運営、教育課程、学習指導</u> 及び生徒指導に関すること。	
(6)～(13) 略	
別表第1 (第3条関係)	
略	
6 教育センター	総務課、 <u>研修企画課</u> 、 <u>教育相談課</u>
7 高等学校課	<u>高校教育企画室</u> 、 <u>英語教育推進室</u>

室、英語教育推進室	
略	
別表第2（第18条関係）	
附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県就学支援委員会	特別支援教育課
鳥取県特別支援学校技能検 定運営委員会	
鳥取県特別支援学校通学支 援検討委員会	
略	
鳥取県教職員研修等実施協 議会	教育センター
略	高等学校課
鳥取県立鳥取商業高等学校 地域の産業界と学校のネッ トワーク会議	
鳥取県立鳥取工業高等学校 地域の産業界と学校のネッ トワーク会議	
略	
鳥取県立倉吉農業高等学校 地域の産業界と学校のネッ トワーク会議	
鳥取県立倉吉総合産業高等 学校地域の産業界と学校の ネットワーク会議	
略	
鳥取県グローバル・リーダ ー育成事業運営指導委員会	
鳥取県高校生英語弁論大会 審査会	
鳥取県高校生理数課題研究 等発表会審査会	
略	
略	体育保健課
鳥取県学校の安全教育推進 委員会	
略	

略	
別表第2（第18条関係）	
附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県就学指導委員会	特別支援教育課
略	
略	
鳥取県教職員研修等実施協 議会	教育センター
鳥取県 I C T活用教育推進 協議会	
略	高等学校課
鳥取県立鳥取商業高等学校 地域の産業界と学校のネッ トワーク会議	
略	
鳥取県立倉吉農業高等学校 地域の産業界と学校のネッ トワーク会議	
略	
鳥取県グローバル・リーダ ー育成事業運営指導委員会	
略	
略	体育保健課
鳥取県学校の防災教育推進 委員会	
略	

（教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） 1・2 略 3 技術職員をもって充てる職 建築技師・機械技師・電気技師・ <u>造園技師</u> ・教育相談員	別表（第3条関係） 1・2 略 3 技術職員をもって充てる職 建築技師・機械技師・電気技師・教育相談員

（鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正）

第3条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（所掌事務） 第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。 （1） 略 （2） 教育（ <u>特別支援教育を除く。</u> ）に関する研究調査、 <u>資料の整備及び提供</u> に関すること。 （3） 略 （4） 略 （5） 略 （内部組織及び分掌事務） 第3条 教育センターに、総務課 <u>及び教育企画研修課</u> を置く。 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 略 <u>教育企画研修課</u> （1） <u>学校教育</u> についての研修に関すること。 （2） <u>学校教育</u> についての研究調査に関すること。 （3）・（4） 略 （5） <u>学校教育</u> についての資料の整備及び提供に関すること。	（所掌事務） 第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。 （1） 略 （2） 教育に関する研究調査に関すること。 （3） <u>教育相談に関すること。</u> （4） <u>児童等の発達の特徴を把握するための検査に関すること。</u> （5） 略 （6） 略 （7） 略 （内部組織及び分掌事務） 第3条 教育センターに、総務課、 <u>研修企画課及び教育相談課</u> を置く。 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 略 <u>研修企画課</u> （1） <u>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育</u> についての研修に関すること。 （2） <u>幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育</u> についての研究調査に関すること（ <u>教育相談及び特別支援教育に関するものを除く。</u> ）。 （3）・（4） 略 （5） <u>幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育</u> についての資料の整備及び提供に関すること（ <u>教育相談及び特別支援教育に関するものを除く。</u> ）。

<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 学校教育に関する専門的事項の指導に係る事務に参画させるため、必要があると認めるときは、教育企画研修課に指導主査を置くことができる。</u></p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>所長、副所長、課長、<u>指導主査</u>、課長補佐、係長、主事、指導主事及び研修主事</p>	<p>教育相談課</p> <p>(1) <u>幼児、児童及び生徒の学習、行動、障害等についての教育相談に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育相談及び特別支援教育についての研究調査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>幼児、児童及び生徒の発達の特徴を把握するための検査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教育相談及び特別支援教育についての資料の整備及び提供に関すること。</u></p> <p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>所長、副所長、課長、課長補佐、係長、主事、指導主事及び研修主事</p>
---	--

（鳥取県教育委員会会議規則の一部改正）

第4条 鳥取県教育委員会会議規則（昭和31年鳥取県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 <u>議事録</u>（第32条）</p> <p>附則</p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき教育委員会の会議（以下「会議」という。）</u>に関し必要な事項を定める<u>ものとする。</u></p> <p>第7章 <u>議事録</u></p> <p>第32条 <u>議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p>	<p>鳥取県教育委員会会議規則目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 <u>会議録</u>（第32条～第36条）</p> <p>附則</p> <p><u>（この規則の目的）</u></p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき教育委員会の会議（以下「会議」という。）<u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>第7章 <u>会議録</u></p> <p><u>（会議録）</u></p> <p>第32条 <u>会議の次第は、会議録に記載しなければならない。</u></p>

<p>(1) <u>開会及び閉会の日時及び場所</u></p> <p>(2) <u>出席委員及び欠席委員の氏名</u></p> <p>(3) <u>説明のため会議に出席した者の職及び氏名</u></p> <p>(4) <u>会議の次第</u></p> <p>(5) <u>会議に付した事件</u></p> <p>(6) <u>報告事項</u></p> <p>(7) <u>発言した者の氏名及びその要旨</u></p> <p>(8) <u>その他委員長又は会議において、必要と認め た事項</u></p> <p>2 <u>議事録には、出席委員のうちから委員長の指名す る委員2人が署名しなければならない。</u></p>	<p><u>第33条 会議録は、委員長が事務局の職員のうちから 教育長の推せんする者を指名して、これを作成させ る。</u></p> <p><u>第34条 会議録には、出席委員のうちから委員長の指 名する委員2人およびこれを調製した職員が署名し なければならない。</u></p> <p><u>第35条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなけれ ばならない。</u></p> <p>(1) <u>開会ならびに閉会の日時および場所</u></p> <p>(2) <u>出席委員および欠席委員の氏名</u></p> <p>(3) <u>説明のため会議に出席を求められた者の職氏 名</u></p> <p>(4) <u>報告事項</u></p> <p>(5) <u>議事の概要</u></p> <p>(6) <u>議題となった議案および動議を提出した者の 氏名</u></p> <p>(7) <u>発言した者の氏名およびその要旨</u></p> <p>(8) <u>議決事項</u></p> <p>(9) <u>その他委員長または会議において、必要と認 めた事項</u></p> <p><u>第36条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異 議があるときは、委員長はこれを会議にはかって決 定する。</u></p>
---	---

(鳥取県教育委員会傍聴規則の一部改正)

第5条 鳥取県教育委員会傍聴規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>(趣旨)</u>	<u>(目的)</u>

<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第16条</u>の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める<u>ものとする</u>。</p>	<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条</u>の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める<u>ことを目的とする</u>。</p>
---	--

（教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正）

第6条 教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の教育長への委任及び教育長の臨時代理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第26条第1項</u>の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の教育長への委任及び教育長の臨時代理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

（鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正）

第7条 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（書類の提出方法） 第28条 免許法、免許法施行規則、施行法及びこの規則の規定による書類を授与権者に提出しようとする者は、第4条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に定める場合を除くほか、<u>学校その他の施設</u>に勤務する職員にあっては当該施設の長を経由して提出するものとし、その他の者にあっては授与権者に直接提出するものとする。</p>	<p>（書類の提出方法） 第28条 免許法、免許法施行規則、施行法及びこの規則の規定による書類を授与権者に提出しようとする者は、第4条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に定める場合を除くほか、<u>学校に勤務する職員にあっては当該学校の長を、免許法施行規則附則第8項第2号に掲げる施設に勤務する職員にあっては当該施設の長を経由して提出するものとし、その他の者にあっては授与権者に直接提出するものとする。</u></p>

（鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正）

第8条 鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略</p>	<p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略</p>

<p>(3) 学校 <u>免許法第2条第1項に規定する学校を</u>いう。</p>	<p>(3) 学校 <u>学校教育法（昭和22年法律第36号）第1条に定める学校（大学及び高等専門学校を除く。）</u>をいう。</p>
<p>(4)～(6) 略</p>	<p>(4)～(6) 略</p>
<p>(免許状更新講習を受ける必要のない教育の職)</p>	<p>(免許状更新講習を受ける必要のない教育の職)</p>
<p>第5条 施行規則第61条の4第4号及び平成20年改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p>	<p>第5条 施行規則第61条の4第4号及び平成20年改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 県内の<u>学校において教育職員として勤務する者で当該学校を設置する学校法人の理事であるもの又は理事となる予定のもの</u></p>	<p>(2) 県内の<u>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事で教育職員として勤務するもの又はその予定の者</u></p>
<p>(免許状更新講習を受講することができる教育の職)</p>	<p>(免許状更新講習を受講することができる教育の職)</p>
<p>第9条 更新講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p>	<p>第9条 更新講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 県内の<u>学校において教育職員として勤務する者で当該学校を設置する学校法人の理事であるもの又は理事となる予定のもの</u></p>	<p>(2) 県内の<u>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事で教育職員として勤務するもの又はその予定の者</u></p>
<p>(更新講習修了確認を受けなければならない教育の職)</p>	<p>(更新講習修了確認を受けなければならない教育の職)</p>
<p>第11条 平成20年改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p>	<p>第11条 平成20年改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 県内の<u>学校において教育職員として勤務する者で当該学校を設置する学校法人の理事であるもの又は理事となる予定のもの</u></p>	<p>(2) 県内の<u>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を設置する学校法人の理事で教育職員として勤務するもの又はその予定の者</u></p>

(鳥取県教育委員会公聴会規則の廃止)

第9条 鳥取県教育委員会公聴会規則（昭和24年鳥取県教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第2号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900
	2	138,700	189,500	225,500
	3	139,900	191,300	227,100
	4	141,000	193,100	228,700
	5	142,100	194,700	230,300
	6	143,200	196,500	232,000
	7	144,300	198,300	233,600
	8	145,400	200,100	235,200
	9	146,500	201,800	236,800
	10	147,900	203,600	238,400
	11	149,200	205,400	240,000
	12	150,500	207,200	241,600
	13	151,800	208,600	243,200
	14	153,300	210,400	244,700
	15	154,800	212,100	246,200
	16	156,400	213,900	247,700
	17	157,700	215,600	249,200
	18	159,200	217,300	251,100
	19	160,700	219,000	252,900
	20	162,200	220,600	254,700
	21	163,600	222,200	256,400
	22	166,300	223,900	258,300
	23	168,900	225,600	260,200
	24	171,500	227,200	261,900
	25	174,200	228,700	263,900
	26	175,900	230,300	265,800
	27	177,600	231,800	267,600
	28	179,300	233,200	269,500
	29	180,800	234,600	271,200
	30	182,600	235,800	273,100
	31	184,400	237,000	275,000

32	186,100	238,300	276,800
33	187,700	239,600	278,500
34	189,200	241,000	280,400
35	190,700	242,300	282,200
36	192,200	243,600	284,100
37	193,500	244,600	285,800
38	194,800	246,100	287,500
39	196,100	247,700	289,300
40	197,400	249,200	291,100
41	198,700	250,600	292,800
42	200,000	252,000	294,500
43	201,300	253,400	296,200
44	202,600	254,800	297,800
45	203,800	256,000	299,500
46	205,100	257,300	301,200
47	206,400	258,700	302,800
48	207,700	260,100	304,500
49	208,800	261,400	305,700
50	209,900	262,500	307,200
51	211,000	263,800	308,800
52	212,100	265,100	310,400
53	213,300	266,200	312,000
54	214,300	267,300	313,600
55	215,300	268,600	315,200
56	216,300	269,900	316,700
57	217,100	271,000	318,200
58	218,100	272,000	319,400
59	219,000	273,100	320,600
60	220,000	274,200	321,800
61	220,800	275,400	322,500
62	221,800	276,400	323,400
63	222,800	277,300	324,200
64	223,800	278,300	325,000
65	224,500	279,100	325,900
66	225,500	280,000	326,300
67	226,500	280,800	327,000
68	227,600	281,700	327,800
69	228,400	282,700	328,600
70	229,200	283,500	329,300
71	230,000	284,300	330,000
72	230,800	285,100	330,700
73	231,600	285,900	331,200
74	232,300	286,400	331,800
75	233,000	286,800	332,300
76	233,700	287,300	332,900

77	234,400	287,400	333,200
78	235,200	287,800	333,700
79	236,000	288,000	334,100
80	236,800	288,400	334,600
81	237,500	288,600	335,000
82	238,200	288,800	335,500
83	238,900	289,200	336,000
84	239,600	289,500	336,500
85	240,300	289,800	336,800
86	241,000	290,100	337,200
87	241,700	290,400	337,700
88	242,400	290,800	338,100
89	243,100	291,100	338,400
90	243,600	291,500	338,800
91	244,100	291,800	339,300
92	244,600	292,200	339,700
93	244,900	292,300	339,900
94		292,500	340,300
95		292,900	340,800
96		293,300	341,200
97		293,500	341,300
98		293,800	341,800
99		294,200	342,200
100		294,600	342,500
101		294,800	342,800
102		295,100	343,200
103		295,500	343,600
104		295,800	344,000
105		296,000	344,500
106		296,300	344,900
107		296,700	345,300
108		297,000	345,700
109		297,200	346,200
110		297,600	346,600
111		298,000	346,900
112		298,300	347,200
113		298,400	347,700
114		298,700	348,100
115		299,000	348,500
116		299,400	348,800
117		299,600	349,200
118		299,800	
119		300,100	
120		300,400	
121		300,800	

	122		301,000
	123		301,300
	124		301,600
	125		301,900
再任用職員		185,400	212,900

備考 この表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずるものとして教育委員会が定める職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（施行日の前日において現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成24年鳥取県教育委員会規則第3号）附則第2項の規定の適用を受けていた職員にあつては、平成28年4月1日以後は、同項の規定の適用がなかったとした場合に施行日の前日において受ける給料月額）に達しないこととなるもの（教育委員会が定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 20 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 3 号

鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第 1 条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号） <u>第10条</u> の規定に基づき、鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第 1 条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号） <u>第11条</u> の規定に基づき、鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 20 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 4 号

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年鳥取県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	(学期)
	第 3 条 <u>単位制による課程に係る学期は、次のとおりとする。</u>
	(1) <u>第 1 学期</u> 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
	(2) <u>第 2 学期</u> 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
(入学)	(入学)
第 3 条 <u>単位制による課程に入学（第 5 条から第 7 条までの規定による入学を除く。以下この条及び次条において同じ。）を志願しようとする者は、別に定めるところにより、入学志願書を校長に提出しなければならない。</u>	第 4 条 <u>単位制による課程に入学（第 6 条から第 8 条までの規定による入学を除く。以下この条及び次条において同じ。）を志願しようとする者は、別に定めるところにより、入学志願書を校長に提出しなければならない。</u>
2・3 略	2・3 略
第 4 条 <u>単位制による課程への入学の許可は、4 月に行う。ただし、校長は、教育上支障がないときは、同月以後においても、学期の区分に従い、入学を許可することができる。</u>	第 5 条 <u>単位制による課程への入学の許可は、第 1 学期の始めに行う。ただし、校長は、教育上支障がないときは、第 2 学期の始めに入学を許可することができる。</u>
2～4 略	2～4 略
(編入学)	(編入学)
第 5 条 略	第 6 条 略
2・3 略	2・3 略
4 <u>第 3 条第 2 項及び前条第 2 項から第 4 項までの規定は、単位制による課程への編入学について準用する。</u>	4 <u>第 4 条第 2 項及び前条第 2 項から第 4 項までの規定は、単位制による課程への編入学について準用する。</u>
(転入学)	(転入学)
第 6 条 略	第 7 条 略
2 略	2 略

<p>3 <u>第3条第2項及び第4条第2項から第4項までの規定は、単位制による課程への転入学について準用する。</u></p> <p>(再入学) <u>第7条 略</u></p> <p>2 <u>第3条第2項、第4条第2項から第4項まで及び第5条第3項の規定は、単位制による課程への再入学について準用する。</u></p> <p>(復学等) <u>第8条 略</u></p> <p>(過去に在学した高等学校において修得した単位) <u>第9条 略</u></p> <p>(聴講) <u>第10条 略</u></p> <p><u>第11条 略</u></p> <p>(聴講料の納付) <u>第12条 略</u></p> <p>(様式) <u>第13条 略</u></p> <p>(適用除外) <u>第14条 略</u></p> <p>(委任) <u>第15条 略</u></p>	<p>3 <u>第4条第2項及び第5条第2項から第4項までの規定は、単位制による課程への転入学について準用する。</u></p> <p>(再入学) <u>第8条 略</u></p> <p>2 <u>第4条第2項、第5条第2項から第4項まで及び第6条第3項の規定は、単位制による課程への再入学について準用する。</u></p> <p>(復学等) <u>第9条 略</u></p> <p>(過去に在学した高等学校において修得した単位) <u>第10条 略</u></p> <p>(聴講) <u>第11条 略</u></p> <p><u>第12条 略</u></p> <p>(聴講料の納付) <u>第13条 略</u></p> <p>(様式) <u>第14条 略</u></p> <p>(適用除外) <u>第15条 略</u></p> <p>(委任) <u>第16条 略</u></p>
---	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第1号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月20日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

第1条 鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 教育次長等 組織規則第7条第2項に規定する教育次長及び次長をいう。</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p>(教育委員会の決裁事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>(教育委員会の権限に属する事務の専決事項)</p> <p>第4条 教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。）第2条各号に掲げる事務についての教育長、<u>教育次長等</u>、課長等及び所長等の専決事項は、それぞれ別表第1の各項の表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。</p> <p>(教育委員会への報告)</p> <p>第5条 教育長は、前条の規定により自ら又は<u>教育次長等</u>、課長等若しくは所長等が専決した事務について、必要があると認めるときは、これを教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(教育委員会の決裁事項)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、教育委員会の決裁事項を教育長に専決させることができる。</u></p> <p>(教育委員会の権限に属する事務の専決事項)</p> <p>第4条 教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。）第2条各号に掲げる事務についての教育長、課長等及び所長等の専決事項は、それぞれ別表第1の各項の表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。</p> <p>(教育委員会への報告)</p> <p>第5条 教育長は、<u>第3条第2項又は前条の規定により自ら又は課長等若しくは所長等が専決した事務について、必要があると認めるときは、これを教育委員会に報告しなければならない。</u></p>

(代決)

第6条 教育長、教育次長等、課長等及び所長等の専決事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

組織	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
1 本庁	教育長	<u>教育次長等</u>	主務課長等
	略		
略			

2 略

(教育長事務に係る教育長の決裁事項)

第9条 次に掲げる事務（以下「教育長事務」という。）について教育長が別に定めるところにより自ら決裁することとした事項は、別表第2の事務処理権限の区分の教育長の欄に○印により示すとおりである。

(1)・(2) 略

(教育長事務の専決事項)

第10条 教育長事務について教育長が別に定めるところにより教育次長等及び課長等の共通の専決事項とした事項は、それぞれ別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

2 教育長事務について教育長が別に定めるところにより所長等の共通の専決事項とした事項は、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

3 前2項に定めるもののほか、教育長事務について教育次長等、課長等及び所長等が専決する事項については、教育長が別に定める。

(代決)

第6条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

組織	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
1 本庁	教育長	<u>教育次長又は次長</u>	主務課長等
	略		
略			

2 略

(教育長事務に係る教育長の決裁事項)

第9条 次に掲げる事務（以下「教育長事務」という。）について教育長が別に定めるところにより自ら決裁することとした事項は、別表第2及び別表第3の各項の表の事務処理権限の区分の教育長の欄に○印により示すとおりである。

(1)・(2) 略

(教育長事務の専決事項)

第10条 教育長事務について教育長が別に定めるところにより課長等の共通の専決事項とした事項は、別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

2 教育長事務について教育長が別に定めるところにより課長等の個別の専決事項とした事項は、別表第3の各項の表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

3 教育長事務について教育長が別に定めるところにより所長等の共通の専決事項とした事項は、別表第4の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

4 教育長事務について教育長が別に定めるところにより所長等の個別の専決事項とした事項は、別表第5の各項の表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

(教育長事務の専決事項が重複する場合の措置)

<p>(教育長事務の委任決裁事項)</p> <p><u>第11条</u> 教育長事務について教育長が別に定めるところにより課長等又は所長等に委任した事項は、別表第2及び別表第3の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により示すとおりである。</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、教育長事務について課長等及び所長等が委任決裁する事項については、教育長が別に定める。</u></p> <p>(教育長事務の委任決裁の留保)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(教育機関の長の権限の執行等)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(教育長事務の代決、事務処理の制限又は類推による専決)</p> <p><u>第14条</u> 第10条から前条までに掲げるもののほか、教育長事務の専決、委任決裁及び代決について教育長が別に定めた事項は、次のとおりである。</p>	<p><u>第11条</u> <u>重複する場合について教育長が別に定めた事項は、次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>別表第2に掲げる専決事項と別表第3の各項の表に掲げる専決事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第3による。</u></p> <p>(2) <u>別表第4に掲げる専決事項と別表第5の各項の表に掲げる専決事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第5による。</u></p> <p>(教育長事務の委任決裁事項)</p> <p><u>第12条</u> 教育長事務について教育長が別に定めるところにより課長等又は所長等に委任した事項は、別表第2、別表第3の各項の表、別表第4及び別表第5の各項の表の事項の欄に掲げるものうち、これらの表の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により示すとおりである。</p> <p>(教育長事務の委任決裁の留保)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(教育長事務の委任決裁事項が重複している場合の措置)</p> <p><u>第14条</u> <u>委任決裁事項(第12条に掲げるものに限る。)が重複する場合について教育長が別に定めた事項は、次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>別表第2に掲げる委任決裁事項と別表第3の各項の表に掲げる委任決裁事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第3による。</u></p> <p>(2) <u>別表第4に掲げる委任決裁事項と別表第5の各項の表に掲げる委任決裁事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第5による。</u></p> <p>(教育機関の長の権限の執行等)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(教育長事務の代決、事務処理の制限又は類推による専決)</p> <p><u>第16条</u> 第10条から前条までに掲げるもののほか、教育長事務の専決、委任決裁及び代決について教育長が別に定めた事項は、次のとおりである。</p>
---	--

<p>(1) <u>教育長事務</u>の代決については、第6条の規定の例による。</p> <p>(2) <u>教育長事務</u>の事務処理の制限については、第7条の規定の例による。</p> <p>(3) 別表第2及び別表第3に掲げられていない事項の類推による専決については、第8条の規定の例による。</p> <p>(補助執行事務に係る決裁) 第15条 略</p> <p>(雑則) 第16条 略</p>	<p>(1) <u>別表第2、別表第3の各項の表、別表第4及び別表第5の各項の表の事項の欄に掲げる事項</u>の代決については、第6条の規定の例による。</p> <p>(2) <u>別表第2、別表第3の各項の表、別表第4及び別表第5の各項の表の事項の欄に掲げる事項</u>の事務処理の制限については、第7条の規定の例による。</p> <p>(3) <u>別表第2、別表第3の各項の表、別表第4及び別表第5の各項の表の事項の欄に掲げられていない事項の類推による専決</u>については、第8条の規定の例による。</p> <p>(補助執行事務に係る決裁) 第17条 略</p> <p>(雑則) 第18条 略</p>
--	--

第2条 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）

1 一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分			
		教育委員会	専決権者		
種類	内容		教育長	教育次長等	課長等
一 補助金等に関する事務	1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第17条第1項の規定により教育委員会が行う国庫補助金等に関する事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 交付決定の通知、補助事業等の遂行命令、一時停止命令又は是正措置命令、補助金等の額の確定及び通知並びに補助金等の返還命令				
	ア 重要なもの		○		
	イ 軽易なもの			○	
	(2) 検査の実施		○		
二 許可、認可等に関する事務	1 許可、認可、免許、承認、指定、命令、取消しその他の行政処分				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○

三 その他の業務に関する事務	1 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針の決定等	○				
	2 教育財産の取得についての意見の申出		○			
	3 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出	○				
	4 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃	○				
	5 附属機関の委員の任命					
	(1) 政策立案等に係る附属機関で教育委員会が必要と認めるもの	○				
	(2) 県立学校ごとに設置された附属機関に係るもの				○	
	(3) (1)及び(2)以外のもの		○			
	6 附属機関への諮問	○				
	7 表彰(鳥取県教育委員会表彰規程(昭和24年鳥取県教育委員会規則第12号)によるものを除く。)		○			
	8 不服申立て又は訴訟に関する事務					
	(1) 不服申立ての裁決又は決定及び訴訟の処理方針に関するもの	○				
(2) (1)以外のもの		○				
9 市町村に対する是正の要求、勧告又は指示	○					
10 告示、公告その他の公表						
(1) 重要なもの		○				
(2) 軽易なもの				○		
11 本庁、地方機関及び教育機関の職員(以下「事務部局職員」という。)のうち任用期間が1月未満の臨時的任用職員の任免及び給与の決定				○	○	
12 一及び二並びに1から11までに掲げるもののほか						
(1) 特に重要又は異例なもの	○					
(2) 重要なもの		○				
(3) 軽易なもの				○	○	

2 教育総務課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	教育次長等	課長等
一 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に関する事務(事務部局職員に係るものに限る。)	1 同法第17条の規定による職員の任命				
	(1) 理事監、教育次長等、課長等及び所長等並びにこれらに相当する職の職員(以下「管理職員」という。)に係るもの	○			
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの		○		
	2 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し				
(1) 管理職員に係るもの		○			

	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	3 同法第28条第1項及び第2項の規定による分限処分（心身の故障による休職を除く。）	○			
	4 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同項第1号に該当するものに限る。）		○		
	5 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用		○		
	6 同法第29条第1項の規定による懲戒処分	○			
	7 同法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可				
	(1) 非常勤職員及び臨時的任用職員以外の職員に係るもの		○		
	(2) 非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもの				○
	8 同法第55条の2の規定による職員団体の業務に専ら従事することの許可		○		
	9 1から8までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
二 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号）に関する事務（事務局職員に係るものに限る。）	1 同条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認				
	(1) 管理職員に係るもの		○		
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	2 1に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
三 教育公務員特例法（昭和24年律第1号）に関する事務（事務局職員に係るものに限る。）	1 同法第17条第1項の規定による兼職又は他の事業等の従事の許可				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	2 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
四 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）に関する事務（事務局	1 同規則第4条第2項の規定による任用候補者の提示の請求				○
	2 同規則第7条の規定による任用候補者の選択結果の通知				○
	3 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求			○	
	4 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用（6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への臨時的任用を除く。）の承認の請求				○
	5 1から4までに掲げるもののほか				

局職員に係るものに 限る。)	(1) 特に重要なもの			○	
	(2) 重要なもの				○
	(3) 軽易なもの				○
五 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)に関する事務(事務部局職員に係るものに限る。)	1 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	2 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	3 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	4 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	5 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	6 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	7 1から6までに掲げるもののほか				
(1) 特に重要なもの			○		
(2) 重要なもの				○	
(3) 軽易なもの				○	
六 昇給等に関する事務	1 事務部局職員、県立学校の事務職員、技術職員、介助職員及び現業職員並びに市町村立学校(学校組合立学校を含む。以下同じ。)の事務職員及び学校栄養職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○
	2 1に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの			○	
	(2) 重要なもの				○
	(3) 軽易なもの				○
七 退職手当に関する事務	1 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和51年鳥取県規則第25号)に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定				○
	(2) 同規則第8条第2項の規定による失業者退職手当受給資格者証の交付				○
	(3) 同規則第12条の規定による基本手当に相当する退職手当の支給日の指定				○
	(4) 同規則第13条第2項(同規則第21条において準用する場合				○

	を含む。)の規定による待期日数の間における失業の認定				
	(5) 同規則第13条第4項(同規則第21条において準用する場合を含む。)の規定による失業の認定及び支給の制限を行うべき事実の有無の確認				○
	(6) 同規則第14条第4項の規定による受給資格者証の改定				○
	(7) 同規則第19条の2第2項の規定による失業者退職手当高年齢受給資格者証の交付				○
	(8) 同規則第20条第2項の規定による失業者退職手当特例受給資格者証の交付				○
	2 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)第4条の規定による退職手当の金額の決定				○
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
八 教育組合に関する事務	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第60条第4項の規定による教育組合の設置の許可についての知事に対する意見の申出		○		
	2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第121号)第11条の規定による教育組合の規約変更等の許可についての知事に対する意見の申出		○		
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
九 その他の業務に関する事務	1 教育機関の設置又は廃止	○			
	2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価	○			
	3 人事の基本方針の決定等(事務部局職員に係るものに限る。)	○			
	4 教育長の任免その他の人事	○			
	5 教育長職務代行者の指定	○			
	6 鳥取県教育委員会表彰規程による表彰	○			
	7 事務部局職員の職員証の交付				○
	8 事務部局職員の履歴事項等の証明				○
	9 事務部局職員のうち非常勤職員及び任用期間が1月以上の臨時任用職員の任免及び給与の決定				○
	10 一から八まで及び1から9までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○

3 小中学校課

	事項	事務処理権限の区分
--	----	-----------

種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等
一 任免、服務及び昇給等に関する事務 (市町村立学校(特別支援学校を除く。)の教職員(以下「市町村立学校教職員」という。)に係るものに限る。)	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同法第17条の規定による職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)の任命				
	ア 校長に係るもの	○			
	イ 校長以外の職員に係るもの		○		
	(2) 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し				○
	(3) 同法第28条第1項及び第2項の規定による分限処分(心身の故障による休職を除く。)	○			
	(4) 同法第28条第2項の規定による休職の命令(同項第1号に該当するものに限る。)				○
	(5) 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用				○
	(6) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分	○			
	(7) 同法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可				○
	(8) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可		○		
	2 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認				○
	3 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認				○
	(2) 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認				○
	(3) 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し				○
	(4) 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認				○
	(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				○
	(6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				○
	4 職員の任用に関する規則に基づく事務のうち次に掲げる事務				
(1) 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求		○			
(2) 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用(6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への任用を除く。)の承認の請求				○	
5 教育職給料表の適用を受ける職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○	
6 人事の基本方針の決定等	○				
7 1から6までに掲げるもののほか					

	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
二 教育公務員特例法に関する事務（市町村立学校教職員に係るものに限る。）	1 同法第11条の規定による教員の採用又は昇任の選考		○		
	2 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令				○
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
三 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関する事務	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものを除く。）の授与				
	(1) 重要なもの		○		
	(2) 軽易なもの				○
	2 同法第5条第3項の規定による特別免許状（特別支援学校教諭に係るものを除く。）の授与		○		
	3 同法第5条第6項の規定による臨時免許状の授与（特別支援学校の教員に対するものを除く。）				○
	4 同法第9条の2の規定による免許状（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものを除く。）の有効期間の更新又は延長				
	(1) 重要なもの		○		
	(2) 軽易なもの				○
	5 同法第11条の規定による免許状（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものを除く。）の取上げ		○		
	6 同法附則第2項の規定による教科外教授の担任の許可（特別支援学校の教員に対するものを除く。）		○		
	7 同法第15条の規定による免許状の書換又は再交付				○
	8 1から7までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
(3) 軽易なもの				○	
四 学校教育法（昭和22年法律第26号）に関する事務	1 同法第4条の規定による市町村の設置する中等教育学校の設置、廃止等の認可		○		
	2 同法第13条第1項の規定による市町村の設置する中等教育学校の閉鎖の命令		○		
	3 同法第13条第2項において準用する同条第1項の規定による市町村の設置する幼稚園の閉鎖の命令		○		
五 その他の業務に関する事務	1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条の規定による義務教育諸学校（特別支援学校を除く。）の学級編制の基準の決定	○			
	2 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条の規定による教科用図書採択地区の設定又は変更	○			
	3 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則（平成20年鳥取県教育委員会規則第2号）第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定（市町村立学校教職員に係るものに限る。）	○			

4	市町村立学校教職員の履歴事項等の証明				○
5	一から四まで及び1から4までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○

4 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等
一 任免、服務及び昇給等に関する事務（県立又は市町村立の特別支援学校の教職員（以下「特別支援学校教職員」という。）に係るものに限る。）	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同法第17条の規定による職員の任命				
	ア 校長及び管理職員に係るもの	○			
	イ 校長及び管理職員以外の職員に係るもの		○		
	(2) 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し				○
	(3) 同法第28条第1項及び第2項の規定による分限処分（心身の故障による休職を除く。）	○			
	(4) 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同項第1号に該当するものに限る。）				○
	(5) 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用				○
	(6) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分	○			
	(7) 同法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可				○
	(8) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可		○		
	2 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認				○
	3 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認				○
	(2) 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認				○
	(3) 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し				○
	(4) 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認				○
	(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				○
	(6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				○
	4 職員の任用に関する規則に基づく事務のうち次に掲げる事務				
(1) 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求		○			

	(2) 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用（6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への任用を除く。）の承認の請求				○
	5 教育職給料表の適用を受ける職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○
	6 人事の基本方針の決定等	○			
	7 臨時的任用職員（任用期間が16日未満の者を除く。）の任免				○
	8 非常勤講師その他非常勤職員の任免その他の人事				○
	9 訓告処分に関する事務		○		
	10 1から9までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
二 教育公務員特例法に関する事務（特別支援学校教職員に係るものに限る。）	1 同法第11条の規定による教員の採用又は昇任の選考		○		
	2 同法第17条第1項の規定による兼職又は他の事業等の従事の許可				○
	3 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令				○
	4 1から3までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
三 教育職員免許法に関する事務（特別支援学校教諭及び養護教諭の免許状並びに特別支援学校の教員に授与する臨時免許状に係るものに限る。）	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与				
	(1) 重要なもの		○		
	(2) 軽易なもの				○
	2 同法第5条第3項の規定による特別免許状の授与		○		
	3 同法第5条第6項の規定による臨時免許状の授与				○
	4 同法第9条の2の規定による免許状の有効期間の更新又は延長				
	(1) 重要なもの		○		
	(2) 軽易なもの				○
	5 同法第11条の規定による免許状の取上げ		○		
	6 同法附則第2項の規定による教科外教授の担任の許可				○
	7 1から6までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
四 学校教育法に関する事務	1 同法第4条の規定による市町村の設置する特別支援学校の設置、廃止等の認可		○		
	2 同法第13条第1項の規定による市町村の設置する特別支援学校の閉鎖の命令		○		
五 その他の業務に関する事務	1 県立特別支援学校の設置又は廃止	○			
	2 県立特別支援学校の課程、部科又は学科の設置、変更又は廃止	○			
	3 鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科並びに琴の浦高等特別支援学校の募集生徒数又は入学者選抜方針の決定等	○			
	4 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部の学級	○			

	編制の基準の決定				
5	鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定（特別支援学校教職員に係るものに限る。）	○			
6	県立特別支援学校の教職員の職員証の交付				○
7	特別支援学校教職員の履歴事項等の証明				○
8	一から四まで及び1から7までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○

5 高等学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等
一 任免、服務及び昇給等に関する事務（県立高等学校の教職員に係るものに限る。）	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同法第17条の規定による職員の任命				
	ア 校長及び管理職員に係るもの	○			
	イ 校長及び管理職員以外の職員に係るもの		○		
	(2) 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し				○
	(3) 同法第28条第1項及び第2項の規定による分限処分（心身の故障による休職を除く。）	○			
	(4) 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同項第1号に該当するものに限る。）				○
	(5) 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用				○
	(6) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分	○			
	(7) 同法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可				○
	(8) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可		○		
	2 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認				○
	3 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認				○
	(2) 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認				○
(3) 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し				○	
(4) 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認				○	
(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規				○	

	定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				
	(6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				○
	4 職員の任用に関する規則に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求		○		
	(2) 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用(6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への任用を除く。)の承認の請求				○
	5 教育職給料表の適用を受ける職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○
	6 人事の基本方針の決定等	○			
	7 臨時的任用職員(任用期間が16日未満の者を除く。)の任免				○
	8 非常勤講師その他非常勤職員の任免その他の人事				○
	9 訓告処分に関する事務		○		
	10 1から9までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
二 教育公務員特例法に関する事務(県立高等学校の教職員に係るものに限る。)	1 同法第11条の規定による教員の採用又は昇任の選考		○		
	2 同法第17条第1項の規定による兼職又は他の事業等の従事の許可				○
	3 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令				○
	4 1から3までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
三 学校教育法に関する事務	1 同法第4条の規定による市町村の設置する高等学校の設置、廃止等の認可		○		
	2 同法第13条第1項の規定による市町村の設置する高等学校の閉鎖の命令		○		
	3 同法第55条第1項の規定による技能教育施設の指定		○		
	4 同法第130条第1項の規定による市町村の設置する専修学校の設置、廃止等の認可		○		
	5 同法第133条第1項において準用する同法第13条第1項の規定による市町村の設置する専修学校の閉鎖の命令		○		
	6 同法第134条第2項において準用する同法の規定による市町村の設置する各種学校の設置、廃止等の認可		○		
	7 同法第136条第1項の規定による専修学校等の設置の勧告		○		
	8 同法第136条第2項の規定による認可を受けないで専修学校等の教育を行っている者に対する教育の停止の命令		○		
	9 1から8までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
四 その他の業	1 県立高等学校の設置又は廃止	○			

務に関する事務	2 県立高等学校の課程、部科又は学科の設置、変更又は廃止	○			
	3 県立高等学校の通学区域の指定	○			
	4 県立高等学校の募集生徒数又は入学者選抜方針の決定等	○			
	5 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定（県立高等学校の教員に係るものに限る。）	○			
	6 労働協約の締結（県立学校の教職員に係るものに限る。）	○			
	7 県立高等学校の教職員の職員証の交付				○
	8 県立高等学校の教職員の履歴事項等の証明				○
	9 一から三まで及び1から8までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
(3) 軽易なもの				○	

6 文化財課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者 教 育 長 教 育 次 長 等		
一 文化財に関する事務	1 文化財の指定又は解除	○			

7 各教育局

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者 教 育 長 教 育 次 長 等		
一 任免等に関する事務	1 市町村立学校の臨時的任用職員の任免及び給与の決定				○
	2 市町村立学校の非常勤講師その他非常勤職員の任免				○
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
(3) 軽易なもの					○

別表第2（第9条―第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育	専 決	委 任

		長	権者		決裁権者
			教育次長等	課長等	
一 教育行政の企画及び調整に関する事務	1 事務又は事業についての計画又は実施方針の決定				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの				○
二 教育委員会の会議に関する事務	1 議案、報告事項及び協議事項の決定	○			
三 県議会に関する事務	1 報告事項の決定	○			
四 表彰、褒章及び式典に関する事務	1 表彰又は国が行う表彰若しくは叙位、叙勲に係る具申	○			
五 広報、広聴及び統計に関する事務	1 広報に関する事務				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの				○
	2 図書その他の印刷物の作成				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの				○
	3 統計に関する事務				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの			○	
	4 1から3までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの			○	
六 組織に関する事務	1 行政組織の整備に関すること。	○			
七 服務及び研修に関する事務（本庁組織の職員に係るものに限る。）	1 出張、休暇その他服務に関する事務				
	(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第3項において準用する同法第5条第2項の規定による部分休業の承認又はその取消し				
	ア 管理職員に係るもの	○			
	イ 管理職員以外の職員に係るもの				○

	(2) 職務に専念する義務の免除の承認（職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第9号又は第10号の事由に該当する場合を除く。）				
	ア 管理職員に係るもの	○			
	イ 管理職員以外の職員に係るもの				○
	(3) 病気休暇及び特別休暇の承認（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第15条の表第1号若しくは第2号（6日以内の場合を除く。）又は第16条の表第2号の事由に該当する場合を除く。）				
	ア 管理職員に係るもの	○			
	イ 管理職員以外の職員に係るもの				○
	(4) 外国旅行の命令及びその復命の受理	○			
	(5) 内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理				
	ア 管理職員に係るもの	○			
	イ 管理職員以外の職員に係るもの				○
	2 鳥取県教育委員会職員服務規程（平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同訓令第11条第3項の規定による入退庁時間の管理				○
	(2) 同訓令第18条の規定による事故報告				○
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの				○
八 任免、手当等に関する事務（本庁組織の職員に係るものに限る。）	1 非常勤職員及び臨時的任用職員の任免等に関する内申				○
	2 児童手当の受給資格及びその額の決定			○	
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 重要なもの			○	
	(2) 軽易なもの				○
九 国及び他の地方公共団体等に関する事務	1 請願、陳情等に関する事務				
	(1) 請願又は陳情の処理				
	ア 特に重要なもの	○			
	イ 重要なもの		○		
	ウ 軽易なもの			○	
	(2) 国等に対する請願、陳情その他の要望	○			
	2 通達、進達、申請、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促に関する事務				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの			○	
	3 国、他の公共団体等との協議	○			
	4 1から3までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの			○	

十 指導監督に 関する事務	1 調査、報告の徴取、資料の提出の要求、措置命令その他の監督				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの			○	
十一 公文書に 関する事務	1 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第7条の規定による公文書（本庁組織が保有しているものに限る。）の開示請求に対する決定並びに期間の延長及び期間の延長の特例の決定				
	(1) 重要なもの	○			
	(2) 軽易なもの			○	
	2 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同条例第6条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（地方機関が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものを除く。）	○			
	(2) 同条例第14条の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長並びに同条例第18条の2の規定による開示請求を拒否する決定				
	ア 重要なもの	○			
	イ 軽易なもの			○	
	(3) 同条例第18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定（本庁組織が管理している個人情報に係るものに限る。）				
	ア 重要なもの	○			
	イ 軽易なもの			○	
	(4) 同条例第19条第1項の規定による口頭により開示請求ができる個人情報の決定	○			
	(5) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の訂正請求に対する決定及び期間の延長				
	ア 重要なもの	○			
	イ 軽易なもの			○	
	(6) 同条例第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の利用停止請求に対する決定及び期間の延長				
	ア 重要なもの	○			
	イ 軽易なもの			○	
	(7) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理				
	ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○		
3 行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく事務のうち次に掲げる事務					
(1) 同法第5条第1項の規定による審査基準の設定	○				

(2) 同法第6条の規定による標準処理期間の設定	○			
(3) 同法第10条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(4) 同法第12条第1項の規定による処分基準の設定	○			
(5) 同法第13条第1項の規定による聴聞の実施				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(6) 同法第13条第1項の規定による弁明の機会の付与				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(7) 同法第36条の3第3項の規定による処分を求める申出への対応				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
4 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
(1) 同条例第5条第1項の規定による審査基準の設定	○			
(2) 同条例第6条の規定による標準処理期間の設定	○			
(3) 同条例第10条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(4) 同条例第12条第1項の規定による処分基準の設定	○			
(5) 同条例第13条第1項の規定による聴聞の実施				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(6) 同条例第13条第1項の規定による弁明の機会の付与				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(7) 同条例第34条の2第1項の規定による事前協議期間の設定	○			
(8) 同条例第34条の3第3項の規定による事前協議の処理に関する異議の申出への対応	○			
(9) 同条例第35条の規定による複数の者に対する行政指導に共通してその内容となる事項の設定				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(10) 同条例第35条の2第3項の規定による行政指導の中止等を求める申出への対応				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(11) 同条例第35条の3第3項の規定による処分又は行政指導を求める申出への対応				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	

	(12) 同条例第39条第5項の規定による書類提出についての申出への対応	○			
	(13) 同条例第43条第5項の規定による県民からの依頼に応じないことについての異議の申出への対応	○			
	5 1から4までに掲げるもののほか				
	(1) 重要なもの	○			
	(2) 軽易なもの			○	
十二 鳥取県教育委員会の公印の管守に関する事務（本庁組織に係るものに限る。）	1 公印の新調又は改刻の登録請求				○
	2 公印の廃止の登録抹消請求				○
	3 公印の印影の印刷の承認申請				○
	4 1から3までに掲げるもの以外のもの				○
十三 鳥取県教育委員会の文書管理に関する事務（本庁組織に係るものに限る。）	1 文書管理主任及び文書管理補助員の指名				○
	2 1に掲げるもの以外のもの				○
十四 指定管理者制度に関する事務	1 指定管理候補者の選定	○			
	2 指定管理候補者に選定しようとする法人その他の団体との協議			○	
	3 指定管理者の募集要項の決定	○			
	4 審査委員会の開催			○	
	5 審査委員会の審査結果の通知	○			
	6 審査結果に係る異議申出に対する決定	○			
	7 審査結果、指定管理者の指定、事業報告書その他の事項についての公報による公表				○
	8 審査結果、指定管理者の指定、事業報告書その他の事項についての公報以外による公表				
	(1) 重要なもの	○			
	(2) 軽易なもの			○	
	9 指定管理者に対する報告の請求、調査又は指示				
	(1) 重要なもの	○			
	(2) 軽易なもの			○	
	10 指定の取消し又は業務の停止の命令	○			
11 指定の取消しに係る聴聞の実施	○				
12 業務の停止の命令に係る弁明の機会の付与	○				
13 1から12までに掲げるもののほか					
(1) 重要なもの	○				
(2) 軽易なもの			○		
十五 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に關する	1 同法第48条第1項の規定による市町村に対する教育に関する事務の適正な処理を図るための必要な指導、助言又は援助	○			
	2 同法第48条第4項の規定による教育に関する事務の処理について文部科学大臣に対する必要な指導、助言又は援助の要請	○			

る事務	3 同法第53条第1項の規定による市町村委員会が管理及び執行する教育に関する事務の調査	○			
	4 同法第54条第2項の規定による市町村に対する資料又は報告の要求	○			
	5 同法第54条第2項の規定による文部科学大臣の要求への応答	○			
	6 1から5までに掲げるもの以外のもの	○			
十六 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）に関する事務	1 同条例に基づく知事の権限に属する事務のうち教育長にその権限を委任された事務で次に掲げるもの				
	(1) 同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調査及び警告書の貼り付け				○
	(2) 同条例第4条第2項の規定による警察署への通報				○
	(3) 同条例第4条第3項の規定による施錠の解錠及び車内の調査				○
	(4) 同条例第5条第1項の規定による放置自動車の移動及び保管				○
	(5) 同条例第5条第2項の規定による移動等の通知及びその旨の公示				○
	(6) 同条例第6条第1項の規定による放置自動車の撤去等の勧告				○
	(7) 同条例第6条第2項の規定による勧告に従うことの命令				○
	(8) 同条例第7条第1項の規定による放置自動車の引渡し				○
	(9) 同条例第7条第2項の規定による告示			○	
	(10) 同条例第7条第3項の規定による告示			○	
	(11) 同条例第7条第4項の規定による放置自動車の引渡し				○
(12) 同条例第8条の規定による費用の請求				○	
十七 その他の業務に関する事務	1 会議の開催に係る事務				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの				○
	2 講習会、講演会、展示会、競技会等の開催又は参加若しくは後援の決定				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの			○	
	3 知事との協議又は知事に対する意見の申出	○			
	4 協定書、覚書その他これらに類するものの締結				
	(1) 教育長の名において処理することが適当であるもの	○			
	(2) (1)以外のもの				○
	5 教育長の名において処理することが適当な寄稿				
	(1) 重要なもの	○			
	(2) 軽易なもの			○	
6 報酬を伴わない市町村等の附属機関、他団体の検討委員会等の委員等への職員の就任の決定					
(1) 管理職員に係るもの	○				
(2) 本庁組織の管理職員以外の職員に係るもの				○	

7	職員の配置及び事務分掌の決定				○
8	一から十六まで及び1から7までに掲げるもののほか				
(1)	特に重要なもの	○			
(2)	重要なもの		○		
(3)	軽易なもの				○

別表第3を削る。

別表第4中「第10条―第12条、第14条、第16条関係」を「第10条、第11条、第14条関係」に、「共通事項」を「一般の事務に関する事務処理権限」に、「教育局及び学校以外の教育機関（本庁組織を除く。）」を「本庁機関以外の教育機関及び地方機関（）」に改め、同表を別表第3とする。

別表第5を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。